

口 府省別女性国家公務員登用状況(平成25年、26年)

	本省課室長相当職以上					
	平成26年9月1日現在			平成25年10月1日現在		
	総数 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)	総数 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)
内閣官房	184	8	4.3	132	3	2.3
内閣法制局	29	0	0.0	30	0	0.0
内閣府	291	18	6.2	300	20	6.7
宮内庁	51	1	2.0	51	1	2.0
公正取引委員会	73	3	4.1	71	2	2.8
国家公安委員会 (警察庁)	263 (411)	0 (3)	0.0 (0.7)	262 (399)	0 (3)	0.0 (0.8)
特定個人情報保護委員会	5	1	20.0	—	—	—
金融庁	145	3	2.1	144	1	0.7
消費者庁	31	6	19.4	27	3	11.1
復興庁	29	2	6.9	25	1	4.0
総務省	586	7	1.2	599	6	1.0
法務省	434 (1,061)	33 (63)	7.6 (5.9)	412 (1,047)	26 (52)	6.3 (5.0)
外務省	704	34	4.8	715	34	4.8
財務省	925 (2,965)	21 (74)	2.3 (2.5)	941 (3,006)	19 (61)	2.0 (2.0)
文部科学省	374	37	9.9	380	31	8.2
厚生労働省	840	60	7.1	851	57	6.7
農林水産省	920	17	1.8	841	13	1.5
経済産業省	648	21	3.2	641	16	2.5
国土交通省	2,259 (2,883)	25 (26)	1.1 (0.9)	2,223 (2,827)	27 (28)	1.2 (1.0)
環境省	236	10	4.2	209	9	4.3
防衛省	521	6	1.2	548	7	1.3
人事院	97	12	12.4	97	10	10.3
会計検査院	194	1	0.5	192	1	0.5
合 計	9,839	326	3.3	9,691	287	3.0

平成26年9月1日現在の指定職における女性国家公務員の登用状況

	総数 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)
平成26年9月	985	28	2.8%
平成25年10月	969	21	2.2%

- 注1. 内閣官房内閣人事局・人事院「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業の取得状況のフォローアップ」(平成26年12月)より抜粋
2. 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)の行政職俸給表(一)及び指定職俸給表の適用を受ける職員並びに防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)に基づき一般職給与法の行政職俸給表(一)及び指定職俸給表に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象。
ただし、国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成11年法律第224号)に基づく交流派遣職員を除く。
3. 昨年度の登用状況の調査時点は、原則として平成25年10月1日時点の状況。
4. 「本省課室長相当職以上」とは一般職給与法の行政職俸給表(一)7級相当職以上の職員をいう。
5. 国家公安委員会(警察庁)の()内は、一般職給与法の公安職俸給表(一)が適用される職員(地方警務官を除く。)を含んだ数値である。
6. 法務省の()内は、一般職給与法の公安職俸給表(一)及び公安職俸給表(二)が適用される職員を含んだ数値である。
7. 財務省の()内は、一般職給与法の税務職俸給表が適用される職員(国税庁に在職)を含んだ数値である。
8. 国土交通省の()内は、一般職給与法の公安職俸給表(二)が適用される職員(海上保安庁に在職)を含んだ数値である。
9. 内閣人事局が各府省等から聴取した結果に基づき作成。

	平成26年1月現在						平成25年1月現在					
	総数 (人)	うち女性 (人)	女性 割合 (%)	うち国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上			総数 (人)	うち女性 (人)	女性 割合 (%)	うち国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上		
				総数 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)				総数 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)
内閣官房	609	68	11.2	324	21	6.5	598	57	9.5	304	10	3.3
内閣法制局	67	13	19.4	43	5	11.6	68	15	22.1	44	5	11.4
内閣府	2,108	364	17.3	839	76	9.1	2,097	348	16.6	825	64	7.8
宮内庁	691	88	12.7	141	5	3.5	701	92	13.1	141	4	2.8
公正取引委員会	770	157	20.4	201	14	7.0	762	149	19.6	192	14	7.3
国家公安委員会 (警察庁)	4,574 (8,004)	479 (647)	10.5 (8.1)	866 (2,337)	9 (37)	1.0 (1.6)	4,592 (7,999)	485 (637)	10.6 (8.0)	859 (2,323)	12 (34)	1.4 (1.5)
特定個人情報保護委員会	2	0	0.0	2	0	0.0	—	—	—	—	—	—
金融庁	1,320	244	18.5	556	33	5.9	1,316	228	17.3	544	30	5.5
消費者庁	232	56	24.1	87	14	16.1	233	62	26.6	87	14	16.1
復興庁	151	8	5.3	69	4	5.8	112	6	5.4	51	1	2.0
総務省	5,021	910	18.1	1,920	102	5.3	5,103	904	17.7	1,892	84	4.4
法務省	14,410 (47,946)	3,952 (8,309)	27.4 (17.3)	3,017 (6,156)	232 (404)	7.7 (6.6)	14,652 (47,978)	3,956 (8,210)	27.0 (17.1)	3,052 (6,167)	234 (398)	7.7 (6.5)
外務省	5,426	1,429	26.3	2,473	309	12.5	5,465	1,406	25.7	2,425	273	11.3
財務省	15,263 (68,219)	2,873 (12,830)	18.8 (18.8)	4,985 (32,857)	268 (2,757)	5.4 (8.4)	15,524 (69,503)	2,889 (12,762)	18.6 (18.4)	4,915 (32,877)	229 (2,492)	4.7 (7.6)
文部科学省	1,925	440	22.9	840	89	10.6	2,013	435	21.6	883	93	10.5
厚生労働省	26,859	6,195	23.1	7,052	672	9.5	27,132	6,209	22.9	6,959	651	9.4
農林水産省	21,184	2,595	12.2	6,730	216	3.2	17,211	2,245	13.0	5,505	205	3.7
経済産業省	5,687	1,298	22.8	2,587	276	10.7	5,718	1,265	22.1	2,582	259	10.0
国土交通省	42,629 (52,825)	4,023 (4,464)	9.4 (8.5)	11,753 (13,625)	200 (209)	1.7 (1.5)	43,476 (53,558)	4,016 (4,409)	9.2 (8.2)	11,634 (13,533)	183 (189)	1.6 (1.4)
環境省	2,131	262	12.3	905	49	5.4	1,926	243	12.6	798	36	4.5
防衛省	13,995	3,425	24.5	3,147	72	2.3	13,931	3,289	23.6	3,122	70	2.2
人事院	593	171	28.8	278	50	18.0	595	159	26.7	291	47	16.2
会計検査院	1,196	253	21.2	577	32	5.5	1,215	252	20.7	575	25	4.3
合 計	166,843	29,303	17.6	49,392	2,748	5.6	164,440	28,710	17.5	47,680	2,543	5.3

(参考)本省係長相当職以上の登用状況

	総数 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)
平成26年1月	138,025	19,778	14.3
平成25年1月	134,445	18,894	14.1

注1. 内閣人事局・人事院「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業の取得状況のフォローアップ」(平成26年12月)より抜粋
2. 一般職給与法の行政職俸給表(一)及び指定職俸給表の適用を受ける職員並びに防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)に基づき一般職給与法の行政職俸給表(一)及び指定職俸給表に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象。ただし、国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成11年法律第224号)に基づく交流派遣職員を除く。
3. 防衛省以外の府省等については、人事院「一般職の国家公務員の任用状況調査報告」により算出。防衛省については、内閣人事局が別途防衛省から聴取した結果に基づき作成。防衛省については、当該年1月31日現在、防衛省以外の府省等については当該年1月15日現在の状況。ただし、上記の数値は各省の外局を含んだ数値である。
4. 「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上」とは一般職給与法の行政職俸給表(一)5級相当職以上の職員を、「本省係長相当職以上」とは、一般職給与法の行政職俸給表(一)3級相当職以上の職員をいう。
5. 国家公安委員会(警察庁)の()内は、一般職給与法の公安職俸給表(一)が適用される職員を含んだ数値である。
6. 法務省の()内は、一般職給与法の公安職俸給表(一)及び公安職俸給表(二)が適用される職員を含んだ数値である。
7. 財務省の()内は、一般職給与法の税務職俸給表が適用される職員(国税庁に在職)を含んだ数値である。
8. 国土交通省の()内は、一般職給与法の公安職俸給表(二)が適用される職員(海上保安庁に在職)を含んだ数値である。